

[別紙]
様式1

伊藤 明子 ok.

事業報告書

(自 令和5年9月1日 至 令和6年8月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 社団 大同会
- ① ☐財団 ☒社団 (☐出資持分なし ☒出資持分あり)
- ② ☐社会医療法人 ☐特別医療法人 ☐特定医療法人
☐出資額限度法人 ☒その他
- ③ ☐基金制度採用 ☒基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

- (2) 事務所の所在地 長崎県西彼杵郡時津町左底郷78番地18

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

- (3) 設立認可年月日 平成1年3月22日

- (4) 設立登記年月日 平成1年3月27日

2 事業の概要

- (1) 本来業務(開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診 療 所	中山整形外科医院	長崎県西彼杵郡時津町 左底郷78番地18	一般病床 7 床 療養病床 12 床 [医療保険 12 床]
診 療 所	なづみりハビリ テーションクリニック	長崎県西彼杵郡時津町 左底郷38番地1	
介 護 老 人 保 険 施 設	介護療養型老人保健施設 なづみ	長崎県西彼杵郡時津町 左底郷38番地1	入所定員 17 名
病 院	ニュー琴海病院	長崎県長崎市琴海形上町 1849番地7	一般病床 61 床

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設につ

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
病院	ニュー 琴海病院	4210167047	長崎県長崎市琴海形上 町1849番地7	一般病床61 床
診療所	中山整形外科 医院	4211122603	長崎県西彼杵郡時津町 左底郷78番地18	一般病床 7床 療養病床 12床 [医療保険 12床]
診療所	なづみリハビリ テーション クリニック	4211123809	長崎県西彼杵郡時津町 左底郷38番地1	
介護老 人保健 施設	介護療養型老 人保健施設 なづみ	4251180073	長崎県西彼杵郡時津町 左底郷38番地1	入所定員17 名

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

いては、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

該当なし

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

該当なし

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和7年10月23日 令和4年度決算の決定

令和7年10月23日 理事報酬の件

令和7年10月23日 借入金最高限度額決定の件

注) 以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

該当なし

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

該当なし

(7) その他

該当なし

法人名 医療法人 社団 大同会

※医療法人整理番号

所在地 長崎県西彼杵郡時津町左底郷78番地18

貸借対照表

(令和6年8月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	460,144	I 流動負債	150,055
現金及び預金	298,366	買掛金	9,442
事業未収金	129,199	未払金	49,738
たな卸資産	4,328	未払費用	22,595
前払費用	565	未払法人税等	191
未収入金	11	未払消費税等	795
短期貸付金	3,115	預り金	5,058
未収還付法人税等	8	仮受金	115
立替金	15,520	退職給与引当金	62,121
仮払金	9,032		
II 固定資産	399,571	II 固定負債	639,809
1 有形固定資産	351,184	長期借入金	639,809
建物	178,757		
建物附属設備	53,156		
構築物	58		
医療用機械備品	37,897		
器具及び備品	7,544		
車両及び運搬具	0		
土地	73,772		
2 無形固定資産	9,227	負債の部 合計	789,864
ソフトウェア	8,831	純資産の部	
電話加入権	396	I 資本金	10,000
3 その他の資産	39,160	II 資本剰余金	0
出資金	10	III 利益剰余金	59,851
投資有価証券	33,507	IV 評価・換算差額等	0
敷金	4,455	純資産合計	69,851
長期前払費用	1,188		
資産合計	859,715	負債及・純資産合計	859,715

(注)表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げない。

法人名 医療法人 社団 大同会

※医療法人整理番号

所在地 長崎県西彼杵郡時津町左底郷 7 8 番地 1 8

損 益 計 算 書

自 令和 5 年 9 月 1 日 至 令和 6 年 8 月 31 日

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	857,772
2 事業費用	912,443
(1) 事業費	
(2) 本部費	
本来業務事業損失	54,671
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
C 収益業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
収益業務事業利益	0
事 業 損 失	54,671
II 事業外収益	15,063
受取利息及び配当金	53
その他の医業外収益	15,010
III 事業外費用	1,154
支払利息	1,154
経 常 損 失	40,762
IV 特別利益	
国庫補助金収入	24,379
V 特別損失	
税 引 前 当 期 純 損 失	16,383
法 人 税 等	191
当 期 純 損 失	16,574

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別日に掲記することを妨げない。

法人名 医療法人 社団 大同会

※医療法人整理番号

所在地 長崎県西彼杵郡時津町左底郷78番地18

財 産 目 録

(令和6年8月31日現在)

1. 資 産 額	859,715 千円
2. 負 債 額	789,864 千円
3. 純 資 産 額	69,851 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A. 流 動 資 産	460,144
B. 固 定 資 産	399,571
C. 資 産 合 計 (A+B)	859,715
D. 負 債 合 計	789,864
E. 純 資 産 (C-D)	69,851

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 社団 大同会

理事長 河 野 昌 文 殿

私は、医療法人 社団 大同会の令和 5年度会計年度（令和 5年9月1日から令和 6年8月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 6 年 10 月 11 日

医療法人 社団 大同会

監事 中 山 三 枝 子

